

修正見え消し版

大阪市発達障がい者支援指針

—(素案)— (案)

大 阪 市

目 次

第1章 発達障がい者支援指針

1 発達障がいとは ······	1 頁
2 経過 ······	2 頁
3 基本方針 ······	4 頁
4 取組の柱と指針 ······	4 頁

第2章 具体的な取組

1 早期発見から早期発達支援へ ······	6 頁
2 学齢期の支援の充実 ······	12 頁
3 成人期の支援の充実 ······	15 頁
4 家族に対する支援の充実 ······	16 頁
5 地域の相談支援の充実 ······	16 頁
6 支援の引継ぎのための取組 ······	18 頁
7 市民への啓発 ······	18 頁

第1章 発達障がい者支援指針

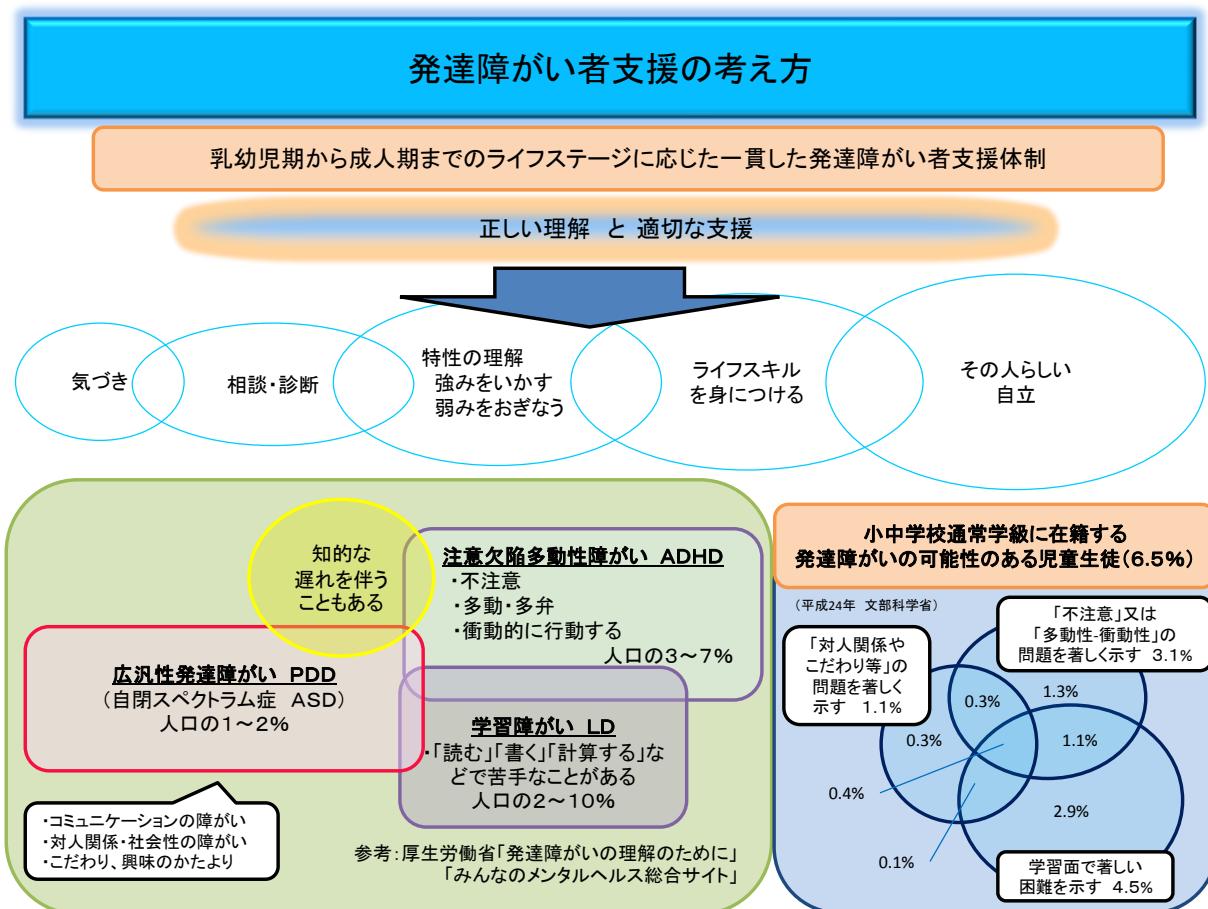
1 発達障がいとは

「発達障害者支援法」において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されました。

発達障がいは、脳機能の障がいと考えられており、この障がいの特性を持つ方は決して稀な存在ではなく、身近にいることが分かっています。

発達障がいの現れ方は、一人ひとり異なり、また周りの人から見るとそれが障がいであることが分かりにくいくことから、正しく理解されにくいという課題があります。

できるだけ早い時期から、周囲がその人の特性について正しく理解し、適切な支援を開始するとともに、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援が必要です。



2 経過

(1) 法制度

従来、「障がい」の定義は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3分類に基づいてきたため、そのいずれにも分類されない「発達障がい」のある人への支援は、制度の谷間におかれていきました。しかし、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、「発達障がい」について定義されるとともに、支援の必要性が明らかにされ、発達障がいのある人への支援が大きく前進するきっかけになりました。この法律では、生活全般にわたる支援により、発達障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、早期発見、早期支援についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労や地域生活等に関する支援、家族に対する支援、発達障がい者支援センターの設置などが定められました。

教育の分野においても、従前の「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場での指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきました。こういった中、平成17年の中央教育審議会の答申などを経て、平成19年4月、学校教育法に「特別支援教育」の推進が位置付けられました。これは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導・支援を行うものです。LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への支援は従前から大きな課題でしたが、「特殊教育」では支援の対象となっていましたこれら発達障がいのある児童生徒も含め、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が支援の対象と位置付けられました。また、特別支援教育の推進に関し、国レベルでは、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）、さらには、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）や「障害者の権利に関する条約」の発効（平成26年2月）等、大きく動いており、本市が長きにわたり推進してきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを推進する教育の今後一層の取組の深化・充実が求められているところです。

福祉サービスの面でも、平成22年に公布された「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、現在の「障害者総合支援法」における各種障がい福祉サービスについても発達障がいのある人が利用対象と明確に位置付けられるなど、支援の充実が図られました。さらには、「障害者基本法」における「障がい者」の定義においても、「発達障がい」は本則ではなく附帯事項として位置付けられていましたが、平成23年7月の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置づけられるなど、近年、「発達障がい」や「発達障がいのある人への支援」について、法制度の整備に合わせて、社会的な関心と認識が高まりを見せています。

(2) 本市施策

本市では、平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」の施行を機に、平成 18 年 1 月に「大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）」を開設しました。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）では、発達障がいのある人やその家族に対し、発達障がいに関する各般の問題について、専門的な相談支援や就労に向けた支援を行うとともに、発達障がいに関する啓発・研修や関係機関・事業所への機関支援を実施しています。

しかしながら、発達障がいのある人への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など多分野に及び、専門的な知識も必要であるため、発達障がいへの理解に基づいた支援ができる支援者等が未だ十分とはいえる状況にないため、発達障がいの理解促進と支援手法のより一層の普及が求められています。

これらの活動とともに、市内部の関係部局に加え、外部委員の参画もいただき「大阪市発達障がい者支援体制整備委員会」を設置し（平成 20 年度からは「大阪市発達障害者企画・推進委員会」に改組）、発達障がいのある人への支援、支援センターでの支援についての課題整理や検討を行ってきました。

一方、市政改革の取り組みの一環として施策の選択と集中に取り組む中、平成 25 年度から、真に支援が必要な人への施策の充実の一つとして、発達障がい者への支援の充実を図ることとなり、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージを通じた一貫した支援体制の構築を目指し、

- ① 関係部局の横断的連携による施策の推進を図るため「発達障がい者支援室」を設置するとともに、発達障がいについての理解や適切な支援の普及のための地域サポート体制の強化
- ② 早期発見から早期支援につなげるための乳幼児発達相談体制の強化
- ③ 発達障がいのある児童のための専門療育機関の設置
- ④ 教育における支援体制の強化

等、について取組強化を行ってきました。

また、従前設置していた「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」を「大阪市障害者施策推進協議会」の部会である「大阪市発達障がい者支援部会」として位置付け、取組内容の評価・検証も含め、外部委員からのより積極的なご意見をいただくこととしています。本指針の策定にあたっても、同部会での検討をお願いしたところですが、今後、ご家族等を含めた当事者や学識の方などのご意見を十分踏まえ、一層の施策の推進に取り組んでいきます。

3 基本方針

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及を図るとともに、保健・医療・福祉、教育・保育、労働などの各分野が連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指します。

4 取組の柱と指針

(1) 早期発見から早期発達支援へ

発達障がいのある児童(発達障がいの疑いのある児童を含む。)をできるだけ早期に発見し、家族も含めて、特性に応じた適切な支援を早期に受けることができるよう取り組みます。

(2) 学齢期の支援の充実

発達障がいのある児童生徒が、教育・医療・福祉など関係機関の連携のもとに、一貫性のある適切な支援を受け、学習をはじめとしたライフケースルの基礎を身につけることができるよう取り組みます。

(3) 成人期の支援の充実

発達障がいのある人が地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、就業・生活の支援に取り組みます。

(4) 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の支援にあたっては、保護者、きょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえて取り組みます。

(5) 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、地域の関係機関・事業所への啓発・研修・機関支援に取り組みます。

(6) 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、その人の特性に応じた適切な支援を一貫して受けることができるよう、支援の引継ぎに取り組みます。

(7) 市民への啓発

発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、市民への啓発に取り組みます。

